

【大阪市】

建物にとりつける広告物			電柱にとりつける広告物	
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上広告塔及び屋上広告板	電柱に巻き付けるもの	柱から突出して取付けるもの
(1) 壁面の端から突出しないこと。 (2) 窓又は開口部をふさがないこと。 (3) 表示面積は取付面の1/3以下	(1) 道路上への突出幅 (イ) 歩車道区別のない道路の場合 1.0m以内 (ロ) 歩車道区別のある道路で歩道幅4m未満の場合 1.0m以内、歩道幅4m以上の場合 1.5m以内とすること。 (2) 路面から広告物下端までの高さ 車道上の場合 4.5m以上 歩道上の場合 2.5m以上とすること。 (3) 広告物上端は取付壁面の高さを超えないこと。 (参考) 道路占用許可基準あり	(1) 広告物の高さは、設置する箇所における建築物の高さの2/3以下とすること。 (2) 屋上側端から後退した位置に設置すること。 (3) 木造建築物の屋上には設置しないこと。	(1) 道路路面から広告物下端までの高さは1.2m以上とすること。 (2) 広告物の大きさは、縦1.5m以下とすること。 (3) 電柱1本につき1個に限る。 (参考) 道路占用許可基準あり	(1) (イ) 大きさ 縦1.2m以下、横0.45m以下とし、電柱と取付け部分の間隔は0.15m以下とすること。 (ロ) 掲出位置は歩車道の区別のある道路では電柱の歩道側、歩車道の区別のない道路では道路の中央側。 (2) 電柱1本につき1個に限る。 (参考) 道路占用許可基準あり
※地域によっては、重点届出区域・広告物景観形成地区など別途基準あり。				

地上にとりつける広告物		道路沿線の広告				自家広告の除外基準
広告板	広告塔	沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	相互の距離	
(1) 地上から5m以下とすること。	(1) 広告物の高さは、地上20m以下とすること。ただし、住居系地域においては、10m以下とすること。	(1) 阪神高速道路全域。		(1) 両側50mの範囲内で路面高以上路面から15m以下禁止		表示面積各7㎡以下
※地域によっては、広告物景観形成地区など別途基準あり。						